

平成26年度
第5回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成26年8月11日開会

高松市農業委員会

平成26年度第5回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年8月11日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 口起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸

欠席委員 1人

- 6番 木村 保夫

農業委員会事務局等出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 藤井 照彦
- 農林水産課長補佐 塩入 義彦

議事日程

第1 議席の指定

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第16条第1項の
規定による開発計画に対する意見について

議案第13号 農地の地目認定について

議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見に
ついて

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項及び第4項関係諮問事案
に対する農業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成26年度第5回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は、最初の会議でございまして、私から一言御挨拶させていただきます。

農業委員の皆様には昨日の台風通過の厳しい状況とまた、大変お忙しい時期の中、農地部会ということで御出席を賜りまして、御苦労さまでございます。

先般開催されました、臨時総会におきまして、皆様方から御承認をいただき、農地部会長に就任することとなりました高砂でございます。よろしくお祈りいたします。

何かと非常に厳しい農業情勢の中ではございますが、三笠会長、能祖会長職務代理人、谷口農地部会長職務代理人、委員皆様方と併せて事務局職員の皆様方からも御指導御協力をいただきながら、微力ではございますが今後、部会を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお祈りいたします。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 それでは、ただ今の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。

なお、欠席委員は木村委員です。上砂委員が少し遅れるとの連絡がありました。

本日の農地部会は、改選後、初めての農地部会ということで、三笠会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくお祈りいたします。

三笠会長 委員皆様、お疲れ様です。

本日は、改選後、初めての農地部会ということでございまして、高砂農地部会長、谷口農地部会長職務代理人の下で開催をいたしましたこと、誠にありがとうございます。

先ほど、部会長の方からお話がありましたように初めて農業委員になられた方、また、引き続き農業委員の方もおられると思いますが、私ども3年という任期でございますが、この間に国の政権交代の下で農政も色々と変わってまいります。その政権ごとの農政ということが打ち出されているところですが、このような中で、やはり私どもは、国の政策に準じながら農政を進めていかなければならないという、宿命的なこともございます。

これもやむを得ないところでございますが、しかしながら、高松市の農政にとって国の政策がいかにうまく運用できるかということに私たち農業委員は努めなければならぬということでもございます。

その中で農地の転用という点につきましては、その時、その都度によって転用の基準というのは変わっているわけでございます。昨年におきましては、61町歩以上の転用がございました。平均にすると50町歩以上は毎年、転用されているというのが本市の現状でございます。結果に基づいていきますと100年余りで市内に農地が無くなるのではないかと状況下でございまして、できる限り私どもは国の政策に準じて、また、一方食料自給率の確保というのは日本国民にとっても絶対的な位置付けもありまして、農地を守っていかなくてはならないというのが宿命でもございます。

その意味でも農地部会におきましては、厳格な審査が求められていますので、委員皆様方のそれぞれの地域で実情は違いますが、一つ十分に検討していただきながら適正な農地行政に取り組んでいただきたいと思いますという思いでございます。

どうか3年間、大変でございますが、よろしくお願い申しあげまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

改選後、初めての部会ということで、新しい委員もおられますことから、自己紹介をお願いいたします。

委員自己紹介 第4地区部会香川地区の能祖でございます。第7地区部会塩江地区の谷口でございます。第1地区部会鶴尾地区の片山でございます。同じく太田地区の田井でございます。第2地区部会屋島地区の妻鹿でございます。同じく牟礼地区の小山でございます。第3地区部会前田地区の横井でございます。同じく川添地区の森口でございます。第5地区部会檀紙地区の河北でございます。同じく弦打地区の富本でございます。同じく香南地区の妹尾でございます。第6地区部会香西地区の湊でございます。同じく下笠居地区の原田でございます。同じく国分寺地区の久保でございます。第7地区部会東植田地区の森西でございます。同じく西植田地区の藤原でございます。

議 長 それでは、日程第1 議席の指定ですが、皆さんの机の上に配付いたしております高松市農業委員会農地部会委員名簿は第1地区から第7地区までの委員さんの氏名等を地区別に作成いたしております。

高松市農業委員会部会会議規則第6条において準用する高松市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、部会委員の議席は部会長が定めることとなっておりますことから、農地部会委員の議席については、従来の考え方で、私の方で決定させていただきます。

部会長を議席番号1番に、鶴尾地区の片山委員を2番に、太田地区の田井委員を3番に、以下、名簿の順に、最後は塩江地区の谷口委員を20番とします。

(事務局により議席番号の設置)

議 長 次に、日程第2 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議は有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は2番片山委員、4番上砂委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第3 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説

明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が自ら耕作するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、賃貸人が土地を交換するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。交換の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転5番及び6番のとおりです。

3番は、賃貸人が自ら耕作するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番も、賃貸人が自ら耕作するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番は、賃貸人が農地を譲り渡すため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転9番のとおりです。

7番も、賃貸人が別の農家へ貸し付けるため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転2番のとおりです。

2番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請12番のとおりです。

3番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転3番のとおりです。

4番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について7件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議

題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

本件は、平成26年6月20日付けで太陽光発電設備用地として許可申請がなされ、同年7月10日の平成26年度第4回高松市農業委員会農地部会において許可相当として香川県農業会議に諮問することの御議決をいただきましたが、申請者から転用計画の一部を見直したいとのことで、取下願の提出があったものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して田井委員より御説明をお願いいたします。

田井委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め片山委員、上砂委員と、私の4名です。

それでは、別紙の特別議案を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立古高松小学校東350メートルに在り、発電出力196.9キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを648枚、25基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川県立川部みどり園北東600メートルに在り、発電出力357.4キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを1,568枚、24基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、香東川西側という立地条件に在り、石が多く、農地の改良を試みましたが、今後の農業収益は期待できないと判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,018.36平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市国分寺支所南西400メートルに在り、発電出力198.0キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを832枚、13基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案3件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

(上砂委員入室)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、貸住宅用地、非農家の住宅拡張用地及び露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和42年ごろから56年ごろに建築及び造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が191.74平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業後継者である子夫婦と同居するため親と同居している現住宅の近隣農地に新築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢で農業後継者がおらず営農の継続が困難となったことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、露天貸駐車場・農機具置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年10月から利用中ですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が842.44平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5ページをお開きください。

6番の1は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年5月に住宅を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が469.47平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番の2は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の農業用排水路の拡幅用地として転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに施工済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は農業用施設であることから無断転用とはなりません。

7番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境が良く入居が見込まれる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、定年退職を機に帰郷し農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は三方を宅地に囲まれた狭あい農地で耕作条件が悪く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が301.99平方メートル有ります。

11番は、次の6ページにまたがっておりまして、貸店舗用地及び通路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろ及び47年ごろに造成及び建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、農地法施行令第10条第1項第2号ニにより、同法施行規則第35条第5号に規定する既存施設の拡張に該当し不許可の例外となることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が808.12平方メートル有

ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

14番は、隣接地で経営している賃貸共同住宅入居者用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年4月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が976.52平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地内に車庫を建築するスペースがないため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年1月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が316.70平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7ページをお開きください。

17番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は平成2年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が210.84平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案14件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、平成26年1月27日付けで住宅2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、そのうちの1棟部分について転用計画を廃止することから許可の取消願が提出されたものです。

取消後は、新たな転用者が非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請14番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成8年9月27日付けで住宅3階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用者が申請地周辺で販売している分譲住宅の1区画当たりの敷地面積が狭く、敷地内で新たな駐車スペースを確保することができない居住者からの要望で、露天貸駐車場用地に変更し、併せて工事完了日を平成13年9月1日から27年4月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

本件は、平成25年10月23日付けで住宅6棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、隣接地で新たな分譲住宅の開発が計画されたことから、湾曲した転用地の縁辺部を直線に区画し、生じた残地部分を承継を伴う事業計画の申請地とし、1番の1については隣接農地所有者に売却し農地として利用するため、また、1番の2については関連会社が新たな分譲住宅用地として利用するため、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請があったものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番、同法第5条第1項の規定による許可申請19番にそれぞれ関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

田井委員から御説明をお願いいたします。

田井委員 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

1番の申請地は、香川県立香川中部養護学校西700メートルに在り、祖父の弟が経営する保育園への貸運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松南小学校南西750メートルに在り、保育園の運動場用

地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存運動場が手狭になり、新たな運動場を確保するもので、代替地の検討もされた結果、保育園の隣接地に在り、利便性が良く面積も妥当であり、また、園児の屋外活動に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立檀紙小学校南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線やインターチェンジに近く交通の利便性が良く、自社の関連会社が開発分譲した住宅団地に接続し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が0.81平方メートル有ります。

農地法第5条第1項の規定による許可後の承継をとまなう事業計画変更申請1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市国分寺支所南西2キロメートルに在り、4番の1は所有権移転により分譲住宅用地、次ページの4番の2は使用貸借により道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市国分寺支所南西1キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が216平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案5件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、栗林支店と桜町支店を統廃合し新たな店舗が必要となったことから、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12ページをお開きください。

6番は、介護施設の利用者が増加し駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、温泉施設の利用客が順調に増え駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、高松市内で賃貸共同住宅事業を拡大するため、新たな共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には幼稚園・医療機関・大型商業施設が点在しており、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道を挟み小学校に隣接し、近隣には医療機関・大型商業施設が点在しており、周辺

は宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が17平方メートル有ります。

13ページをお開きください。

13番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、近隣には小学校・医療機関・大型商業施設が整い、住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は昭和57年5月25日付けで資材置場用地として転用許可を受けていましたが、契約解除により返還を受けたもので無断転用扱いはしません。

14番は、家族が増え、借りている住宅が手狭になったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、子どもの学区の変更の必要がなく、大規模開発された分譲住宅団地の一角で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が154平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

15番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

16番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請する

ものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家の宅地の一部を併せて借り受けるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が273.11平方メートル有ります。

18番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

20番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、婚約者との共同施工により分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して生活の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年4月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、夫婦での共同施工により分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して生活の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

23番も、祖母及び母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家にも近く、近隣には小・中学校・コミュニティーセンターが整い、住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

24番も、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、近隣には学校・医療機関・大型商業施設が点在し住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・坂出線と主要地方道高松・玉越・坂出線の交差点付近に在り、通行量も多く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が436.05平方メートル有ります。

26番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、近隣には学校・医療機関が整い、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、転用者が役員を務める電気工事会社の資材置場が不足していることから、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の現場事業所に近く、主要地方道国分寺中通線沿いにあり、電柱等の資材の搬入もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば利用する法人が転用申請すべきところですが、資金面等の関係から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

16ページをお開きください。

30番は、転用者は個人で鉄工所を営んでおりますが、近年、事業量の増大と従業員の増加により資材置場と従業員用駐車場が不足していることから、露天資材置場・駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接しており利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年4月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案25件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、耕作不便であるため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

3番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

4番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野

菜を栽培するものです。

5番及び6番は、農地と農地以外の土地とを交換するもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

7番は、分譲住宅用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けている土地について、譲受人が土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番の1に関連しています。

議案書18ページをお開きください。

8番は、譲渡人が労働不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番も、譲渡人が労働不足であることから経営規模の拡大を希望する農業生産法人へ譲り渡すもので、取得後は花卉を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

なお、農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は満たしています。

10番も、譲渡人が労働不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

11番及び12番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため後継者へ使用貸借による権利を10年間設定するもので、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が、使用貸借により10年間借り受けて水稻を作付けするものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）12件、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権等）2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、平成26年5月から農道として利用しているもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成2年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について2件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1-1を御覧ください。

平成26年7月1日付けで高松市長から国分寺町の開発計画に対する意見照会が提出されています。

このことについては、3ページのとおり、6月30日付けで国分寺町の太陽光発電事業者から香川県知事宛に、太陽光発電パネルシステム設置のための土地開発行為協議書が提出されたものです。

土地開発行為の目的は、太陽光発電パネル設置用地の造成です。

具体的には、土地開発行為協議書のとおり、山林を切り土や盛り土で開発します。

期間は協議終了後3ヶ月間です。

予想される災害の態様としては、土地の崩壊・土砂の流失・汚濁水の流失などがあります。対策としては、法面緑化工、水路新設及び沈砂池の設置があります。

平成26年7月29日に国分寺町担当農業委員及び地区担当職員が現地調査した結果、農業委員会の意見といたしましては、本土地開発行為の事業の進捗に当たっては、開発区

域北側には畑があり、耕作に支障が生じないように、また、開発区域南側の水路及びため池に土砂等が流入しないよう措置するとともに、関係者と協議の上、進めることとの意見を付して回答いたしたいと思います。

次に、資料1-2を御覧ください。

平成26年7月22日付けで高松市長から新田町の開発計画に対する意見照会が提出されています。

このことについては、3ページのとおり、同月18日付けで大阪府豊中市の太陽光発電事業者から香川県知事宛に、太陽光発電のための土地開発行為協議書が提出されたものです。

土地開発行為の目的は、太陽光発電パネル設置用地の造成です。

具体的には、土地開発行為協議書のとおり、主に山林を外部搬入の土で盛り土します。

期間は協議終了後、3ヶ月間です。

予想される災害の態様としては、土地の崩壊・土砂の流失・汚濁水の流失などがあります。

対策としては、法面緑化工、水路新設及び沈砂池の設置があります。

平成26年7月30日に古高松地区担当農業委員及び地区担当職員が現地調査した結果、農業委員会の意見といたしましては、「本土地開発行為の下流域には多少の農地があり、事業の進捗に当たっては、農地・農作物に影響を及ぼさないよう関係者と協議の上、進めること」との意見を付して回答いたしたいと思います。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年7月1日付けで高松市長から一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

照会内容について、8月4日に庵治町担当農業委員と地籍調査室及び農業委員会事務

局職員で現地確認をいたしました。

1 ページから 2 ページまでに農地変更調書を添付していますが、調査後の土地が農地から農地以外となるものが12件、分合筆により従前の農地の一部が農地として残るものは0件で、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません。

市長への報告でございますが、「農地以外の土地について原状回復命令を発する事案は有りません」とするものです。

以上、議案第13号 農地の地目認定について御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 農地の地目認定について、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

川西農政課長 議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてですが、資料3を御覧ください。

平成26年8月6日付けで高松市長から高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について農業委員会の意見を求められたものです。内容については、農林水産課の担当者から説明いたします。

塩入農林水産課長補佐 それでは、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて、御説明させていただきます。

香川県では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、各都道府県が自らの地域の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域農政を推進する目標として、香川県農業経営基盤強化促進基本方針を定めております。

また、本市では、香川県が策定した基本方針に即して、地域の実情を踏まえた上で、高松市農業経営基盤強化促進基本構想を定めているところでございます。

今回、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が平成26年4月1日に施行され、基盤法が一部改正されたところでございます。

この法改正に関連する事項につきまして、基本構想を変更する必要が生じたため、見直しを行うものでございます。

参考資料を御覧ください。

まず、1 基盤法の一部改正の概要でございますが、一点目が、基本方針の規定事項の拡充です。都道府県知事は、基本方針に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定めるものとする規定を加えております。二点目が、基本構想の規定事項の拡充です。市町村は、基本構想に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を定めるものとする規定を加えております。三点目が、農地中間管理機構が実施する事業の特例です。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、基本方針に農地中間管理機構が行う農地売買等事業などの実施に関する事項を定めることとするとともに、農地中間管理機構は、事業規程を定め、都道府県知事の承認を受けたときは、農地売買等事業などを行うことができることとします。

四点目が、青年等就農計画に関する規定です。

従来、都道府県が認定主体となっていた、就農計画について、基盤法に位置付け、計画の認定主体を都道府県から市町に変更します。市町は、申請された青年等就農計画が、基本構想に照らして適切なものと認めるときは、これを認定するものとします。

また、認定就農者を対象とする無利子の就農支援資金について、名称が「青年等就農資金」に変わり、貸付主体を、県から（株）日本政策金融公庫に変更します。

また、県は、新たに就農をしようとする青年等の就農に関する相談に応じ、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（青年農業者等育成センター）としての機能を担う体制を確保するよう努めます。

以上が、基盤法の一部改正の概要でございます。

次に、2 基本構想についてでございますが、基本構想は、基盤法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即して、市町村が独自に定めるものでございます。

この基本構想は、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や農業経営者に対する農用地の利用目標又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定める計画でございます。

また、その地域の将来の農業の展開方向、特にその中で育成していく経営体制の展望を明らかにする計画でございます。

これまで、基盤法や県の基本方針の一部改正等に対応しながら、変更を加えているところでございます。

次に、次ページ3 基本構想の変更についてでございますが、変更前の基本構想と変更後の基本構想の目次の項目を記載いたしております。

見直し箇所につきましては、第1の3に、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の項目を新設いたします。

次に、第3に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の項目を新設いたします。

次に、農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項と農地利用集積円滑化事業の実

施の促進に関する事項を削除します。

最後に、その他、農地利用集積促進事業の実施の基準に関する事項に、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方を追加いたします。

次に、次ページ4 基本構想の主な変更内容についてでございますが、効率的かつ安定的な農業経営の育成の中に記載しております年間労働時間につきまして、主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間程度は変更しませんが、年間農業所得につきまして、1経営体当たり概ね500万円程度を主たる農業従事者1人当たり概ね410万円程度に変更いたします。

次の、5 基本構想の変更手順及び次ページの6 見直しスケジュールにつきましては、記載のとおりですので省略させていただきます。

以上、議案第14号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について御説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については、異議のない旨意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は、異議のない旨意見決定し回答することにいたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項及び第4項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項及び第4項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

この報告は、毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、会長専決により許可書を発行したものの内容となります。

平成26年7月10日から同年8月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の農地部会議決分としまして4条が1件、5条が1件、7月議決分といたしまして4条が22件、5条が44件、合計で4条が23件、5条が45件です。許可保留件数につきましては、6月以前の農地部会議決分としまして4条が1件、5条が2件、7月議決分といたしまして4条は無く、5条が3件、合計で4条が1件、5条が5件です。取下げについては、7月議決分の4条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下げ内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係につきまして、平成26年6月議決分の11番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

次に、2ページを御覧ください。

20番が、先ほど議案第2号で御審議いただきました取下げ案件です。

4ページをお開きください。

5条関係につきまして、平成26年4月議決分で21番、5月議決分で35番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

5ページを御覧ください。

7月農地部会議決分で2番、13番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

7ページを御覧ください。

40番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

47番は、県立高松東高等学校の学校用地として農地法第5条第4項の協議のあったもので、許可となっております。

なお、最後に資料はございませんが、平成26年4月に御審議いただき、香川県に進達した農地法第18条第1項の規定による許可申請について、その結果を報告いたします。

内容としまして、該当地区は第5地区で、物件が檀紙町の残存小作地の契約解除案件です。

現地には、木が生え、不耕作状態であり、支払債務の不履行から、賃借人が信義に反した行為をしたもので、農地法第18条第2項第1号に該当するものとして、平成26年7月24日付けで、賃貸借の解除について香川県知事から許可書が発行されております。

なお、本件については、地区部会での報告も終了しております。

以上で今月分の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第5回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時08分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員